

市民の声（2月分）

意見 57

R6. 2. 7

**区要望の道路舗装について

打合せ等をした時の疑問に回答いただきたく別紙について検討のうえお知らせください。

（別紙）

地区要望に関する打合せについて（2024/01/30）令和5年度地区要望（令和5年6月26日）に関する回答（袖土管第1242号-1）について見直しを求め協議した。

出席者

土木管理課 **

農林振興課 **

**区 **

**区 **

以上は（2024/02/03）までの経緯です。

要望については、土木管理課**に窓口として対応いただいた。**区は市街化調整区域である。地区内は県道が南北に通過している、他は略法定外道路（赤道）であるが略舗装化されている。要望箇所は平成5年から居住している住宅に面するところである、碎石道路を草刈り等しながら30年来利用してきた。令和5年3月に近隣が環境保全事業により舗装されたことで、地区内の生活道路であり近隣住民が通行していることから、令和5年度に**区として舗装の要望をした次第です。打ち合わせ調整過程で疑問がありましたので「市民の声」として質問します。

①要望の回答について、「法定外道路の舗装工事については、市内で同様の要望が多く、全ての法定外道路の舗装工事を行うことは困難でありますので、現時点で舗装工事を実施する予定はありません。」との回答ですが、それほど多い舗装要望箇所にどれほどの市民が居住しているのか、申請箇所より狭隘でも舗装されている所はあります、今後どのように改善対応するのかお聞かせ下さい。

市街化調整区域で法定外道路を利用する市民は、いつまでも舗装化できないのか。

本件の市民は平成5年から税を納入しています。税が免じられていることはないかと存じておりますが、前述のように舗装工事から漏れる事態となりました。行政サービスに不公平感があり上記の回答に疑問があります。

②地区の環境保全会で地区内に相談や周知なく施工されたこと、工事に際し古くからの居住者があるのに考慮されることなく実施され、道路管理課が知らないうちに工事が進むことに疑問です。打ち合わせ時農林振興課は改善を約束していますが、事実に変更できません。

③行政の窓口として土木管理課、農林振興課など道路行政にかかる部署が一般市民に分かりにくい。* *区からの要望について回答は土木管理課で「法外道路の舗装要望が多くあることから、すべての舗装工事の実施は困難であり現時点で工事の実施の予定はありません」等の回答は、他の方法について検討する機会に配慮されていない。区長等にあっても農業者等でなければ環境保全会の利用など思い当たらず、他の方法を利用するなどに制約がある。一般市民でも他の施工方法について検討できる様に受付担当で紹介するなどして、市民の要請にこたえられるよう対応願う。回答担当（土木管理課）が施工等の主管課（農林振興課）でないなどはどこが要望に対する主管課なのか紛らわしく混乱する。

以上、要望事項に関する対応について私見を記載しました。上記①②③についてお知らせください。

回答

R6. 3. 18 土木管理課 農林振興課

日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

初めに、①舗装要望箇所に係る改善対応についてでございますが、道路には、国道や県道、市道のような道路法の適用を受ける道路と、それ以外の道路法の適用を受けない法定外道路（赤道、農道等）がございます。

道路法に基づき市が管理する市道については、路線数も多く利用者も多いことから、限られた予算の中で法令に基づき一定の整備基準を満たすべく、現場状況等を勘案し、優先順位をつけて維持補修等を行っております。

今回ご意見をいただきました道路につきましては、法定外道路（赤道）であり、利用者が限定されることから、道路幅員のみで判断するのではなく、当該道路の交通量や県道・市道への接続の有無などを総合的に勘案し、優先順位をつけて道路整備や維持補修等を行う必要があります。

このことから市では現地を確認し、他地区の要望箇所も踏まえて舗装工事の検討をいたしました。現時点では市が主体で舗装工事を実施することは困難であると判断いたしました。

今後も法定外道路における同様の要望に対しましては、地区の状況や交通量等を勘案のうえ、現場を確認しながら検討し、対応する考えでおります。

なお、法定外道路の維持管理におきましては、現在の碎石舗装について補修が必要となった場合には、市で道路資材等を支給しておりますので、地元区から市に申請して下さるようお願いいたします。

次に、②* *環境保全会が実施しました工事の件についてでございますが、令和6年1月30日の打合せ時にお伝えさせていただいたとおり、今年度より保全会が行う工事については、道路管理者である市へ「法定外公共物工事施行承認」の申請を求めるとしたほか、施工箇所や内容等について地域住民に十分周知を図り、理解を得たうえで実施するよう改めて指導いたしました。

* *環境保全会からは、次年度より、施工箇所の選定を行う際には、地域住民に回覧

| | |
|---------------------|---|
| | <p>文書により意見を求めるよう改善するとの回答を得ております。</p> <p>今後も保全会に対し適宜指導してまいりますのでご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>最後に、③道路関連部署の明確化及び舗装工事における他の方法の紹介についてでございますが、道路につきましては先述のとおり複数の種類があり、その種類に応じた担当部署があることから、まずは土木管理課が窓口となり、お問合せがあった際には、庁内で連携を図りながら対応しております。</p> <p>今回、令和5年6月26日付け**区長からの要望書の回答につきましては、要望箇所が農振農用地区外であったこと及び昨年度に近接路線の舗装要望の回答を土木管理課で対応したことから、農林振興課と調整はいたしませんでしたが、今後は庁内の連携を徹底してまいります。</p> <p>また、関係機関と情報の共有を図り、分かりやすい道路行政の窓口対応に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p> |
| <p>意見 58</p> | <p>R6. 2. 14</p> <p>国道 409 号の高谷から市原市境にかけての区間においてポイ捨てや不法投棄があまりにもひどい状況である。</p> <p>特にひどいのが森のまきばからたまごランドの入口まで登るヘアピンカーブの右側と、林の柵の郷の近くの薪の無人販売所の先の左側である。</p> <p>以前に市ではガウラデザインの「ポイ捨て禁止」看板を沿道に設置しており、滝の口の県道 33 号でもやはりポイ捨てが多いために設置をお願いしたことがあるが、設置されてからはポイ捨てが以前より明らかに少なくなった。ガウラのデザインの目立つ看板は抑止効果にかなりの効果を感じた。国道 409 号についても人目のつかない場所に何枚か看板の設置をお願いできないでしょうか。</p> |
| <p>回答</p> | <p>R6. 3. 6 環境管理課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>市ではポイ捨て防止のため、市内のポイ捨てごみ等の多い道路沿いに、ガウラデザインの大型看板を設置しております。</p> <p>ご意見をいただきました国道 409 号線の高谷から市原市境までについては、以前より散乱ごみを確認している箇所であることから、この度改めて当該道路を管理している千葉県君津土木事務所へ状況を連絡し、道路脇の清掃を依頼するとともに、ポイ捨て防止の大型看板の設置を提案しました。</p> <p>現在、千葉県君津土木事務所で見板の設置可能な場所の調査と、市から提供する看板を設置できるかを確認しているところですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。</p> |
| <p>意見 59</p> | <p>R6. 2. 14</p> <p>私は心療内科に通院しており投薬治療をしています</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>病名と分類するならうつ病なのですが脳から身体を動かす伝達物質がうまく出で らず歩行に支障をきたしています</p> <p>普段は杖を使用してなんとか歩けていますが車椅子が必要になる時もあります</p> <p>障がい者窓口で車椅子補助について相談したところ身体障害者手帳がないと対象 はないので精神障害者手帳では補助は出ないと言われました</p> <p>歩行に支障をきたしている点ではどちらも同じなのに対象外なのは残念です</p> <p>補助の対象を広げていただく事はできないでしょうか</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>回答</p> | <p>R6. 3. 4 障がい者支援課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご提言いただきました精神障がい者の方に対する車椅子の補助について回答いたし ます。</p> <p>車椅子に係る補助制度につきましては、車椅子によらなければ移動できず、身体障害 者手帳におおむね機能障害が下肢 2 級又は体幹 3 級以上の歩行障害の記載のある方が 支給対象となります。この障害の判定につきましては自己判定ではなく、国が示す指針 に基づく専門機関等による判定が必要であり、市では身体障害者手帳にてその判定を確 認し、支給手続きを行っているところです。</p> <p>歩行困難な時がおありになるとのこと、大変苦しい思いをされているとお察しいたし ますが、国の指針に基づき支給を行っており、現在の対象を拡大することは難しいため、 ご理解いただきますようお願いいたします。</p> |